

平均寿命が男女とも過去最高を更新 健康寿命の延伸が今後の重要課題に

残暑のなかにも、秋の気配が感じられる季節となりました。食欲も増し、運動するにも最適な季節となります。会社や健保組合が主催するスポーツ大会などの催し物も増えてきます。

戦後、わが国は栄養事情の改善や医療技術の向上に加え、皆保険制度の確立により、平均寿命が画期的に伸びてきました。先般、公表された2015年の簡易生命表によると、戦後直後の1947年には男性50.06歳、女性53.96歳であったものが、2015年には男性80.79歳、女性87.05歳と30歳以上も伸びています。

平均寿命とは、ある年の1年間の死亡率が今後も変化しないと仮定した場合、その年に生まれた赤ちゃんがあと何年生きられるかを推計したものです。一方、平均余命とは同年に同じ条件の場合、各年齢の人があと何年生きられるかを表したもので、15年に20歳の人は男性ではあ

と61.17歳、女性で67.37歳、60歳の人では同23.55歳、28.83歳生きられる可能性があるということになります。

わが国の平均寿命は世界的にトップを維持してきましたが、今回28年間連続世界一だった女性は香港(87.32歳)に次ぐ2位に、男性は前年の3位から4位に下がりました。ちなみに世界一は男女とも香港です。

さて、もう1つ「健康寿命」という言葉があるのをご存じですか。介護の必要がないなど日常生活に支障のない年齢(期間)のことで、平均寿命との差が日常生活に制限のある「不健康な期間」とされています。直近の14年調査では、男性の平均寿命が80.21歳に対し健康寿命が71.19歳、女性の場合、86.11歳に対し74.21歳と、それぞれ9歳から12歳の差があります。

国はこの両寿命間の差を縮めるべく、

「健康日本21(第2次)」や13年に閣議決定した「日本再興戦略」により、健康寿命の延伸に取り組んでいるところです。寿命がいくら伸びても介護や寝たきり状態が長ければ、人生の楽しみが減るばかりか、この期間に費やされる介護や医療の費用も膨大な額となります。

このため、がんや循環器疾患への対策に加え、増加傾向にあり重篤な合併症を引き起こす糖尿病や、急速な増加が予測されている慢性閉塞性肺疾患への対策が健康寿命を伸ばすうえで重要な課題と位置づけ、がん検診受診率の向上などの数値目標を設定しています。保険者に義務づけられている特定健診・特定保健指導も究極の目的は、糖尿病や循環器疾患の早期予防にあります。

運動や食欲の秋こそ、日頃の生活をかえりみて、生活習慣の改善のきっかけにしてみてはどうでしょうか。



すこやか
特集

関係なさそう?でも、じつは!

2016年10月から

短時間労働者に対する
被用者保険の適用拡大

2016年10月から、会社でパート・アルバイトなど正社員の人より短い時間働く人が健康保険、年金保険といった社会保険のどの制度に加入するかという適用基準が拡大され、これまでより多くの人が、健保組合、協会けんぽといった、自分が働いている会社が属する制度(被用者保険)に加入できるようになります。自分はパート勤務でないから関係ない! という人も、大きな意味では影響を受けることになるかもしれませんので、ぜひご一読ください。

※「社会保険の適用拡大」とも表記されます。この特集では、主に健康保険(医療保険)に焦点をあてています。

1 「適用拡大」って?

新聞などで「適用拡大」という文字を目にもして、自分には関係ないと思われるかもしれません。しかし、パート・アルバイトなど短時間労働者に対する被用者保険(次ページの「健康マメ知識」を参照)の適用拡大により、自分や家族が加入する社会保険の制度が変わったり、制度区分は変わらなくとも、制度の運営に大きな影響がでてくるかもしれません。

「国民皆保険」といわれるよう、私たちは、原則として、だれもが、いずれかの公的な健康保険や年金保険に加入することになっており、健康保険で74歳未満、年金保険で60歳未満のいわゆる現役世代を中心とした人の場合、それは大まかには下図のようにわかれます。※年金保険の場合、実際には60歳以上でも被用者保険に加入できます。

ただ、働いている会社が健康保険や厚生年金保険の対象であっても、その会社で働いている人たちがすべて加入するわけではなく、一般的に「1週間のうち30時間以上働く人」という就労条件により加入できるかどうか(適用の範囲)の線引きがされてきました。

健康保険		年金保険	
	健康保険		年金保険
会社員と その扶養家族	健康保険組合、 協会けんぽなど 【被用者保険】	会社員	厚生年金保険 【被用者保険】
自営業・無職 の人など	(地域保険) 国民健康保険	自営業、無職の人、 会社員の妻 (専業主婦)	国民年金

※「扶養」とは、生計を維持している(主な生活にかかる費用をだしている)こと

3 適用拡大の影響

単純に右の図のような条件で適用拡大されると、健康保険の場合、下の図の①、②のような影響が考えられますが、さらに別図のような今後の課題もあります。

こうした影響がどの程度なのかは、スタートしてみないとはっきりとはわかりません。そのため、自身や家族が短時間労働をしていくとも、間接的に影響を受けることは十分あります。

ただ、この適用拡大が実施される理由は、給付が充実している被用者保険の恩恵を受けられない短時間労働者の増加、ひいてはその将来不安を解消することです。

3年以内にさらに適用範囲を拡大するか検討されることになっており、将来を見据えた社会保障、国民皆保険の維持のため、短期的な損得だけでなく、長期的な視点で仕組みを理解し、しっかりと対応がされるように見守っていく必要があります。



2 新たな適用の範囲

厚生労働省の見込みでは、2016年10月から約25万人の短時間労働者が新たに対象になるとされています。

そもそも、なぜ適用拡大が必要になったのかというと、近年、終身雇用と呼ばれた慣習は崩壊に向かい、雇用の流動化が激しく、働き方も多様化し、事情はいろいろですが、○正社員として働く希望がかなわず、○子育て、介護など事情により時間に制約がある—といったことで、労働者の約4割もが非正規の短時間労働者となっている一方、こうした人が被用者でありながら、適用外のため、将来、より手厚い給付のある厚生年金など被用者保険の恩恵を受けられない(被用者保険が適用されない被用者)問題が大きく取り上げられたことがあります。

2016年10月からの適用拡大対象

適用拡大
5要件

- 週労働時間
20時間以上
- 月額賃金
8.8万円以上
- 勤務期間
1年以上
- 学生は除外
- 従業員501人
以上の企業

Q1 以下の項目のうち、いずれか1つでも該当するか?

- 年金や医療保険の保険料を自身の給与から天引きされている
- 現在、学生である(夜間、定時制の人は除く)
- 雇用期間が1年未満の予定(更新の可能性がある人は除く)
- 現在、70歳以上である(健康保険は75歳以上)
- 勤め先の会社の従業員数(正社員など)は、500人以下である

NO

YES

Q2 1週間当たりの決まった
労働時間は20時間以上か?

※残業時間は含めない所定労働時間
※なお、雇用保険に加入している人は「YES」へ

YES

Q3 1カ月当たりの決まった
賃金は88,000円以上か?

※賞与、残業代、通勤手当など含めない所定内賃金

YES

新たな対象者ではない

厚生年金保険・健康保険の加入対象になる可能性がある

出典: 厚生労働省HP「平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります! (社会保険の適用拡大)」を改変

2016年9月まで	【適用拡大後(2016年10月~)】被用者保険の被保険者となることで考えられる影響
① (居住地の市町村が運営の) 国民健康保険の被保険者	●報酬に応じた保険料を会社(事業主)と折半で支払うことになり、国民健康保険に加入していたときより月々の保険料が安くなる場合がある
② 被用者保険の 被保険者の被扶養者 (例:会社員をしている夫の妻、子などで、1週間当たり30時間未満でパート、アルバイト労働などをしている人)	●(自分が働く会社が属する)被用者保険の被保険者となった場合、自分の給料から報酬に応じた保険料を支払う(会社と折半)ことになる →左の例で、被扶養者のときは、その人(妻、子など)を扶養している被保険者である夫のみが保険料を支払い(会社と折半)、被扶養者は保険料を支払う必要はなかった →つまり、2016年9月までは夫のみが被用者保険の被保険者という立場で保険料を支払っていたのが、10月以降は、それぞれが被用者保険の被保険者として、保険料を支払うことになる一方、被保険者しか受けられなかった給付を受けられるようになる

※被扶養者=主に、被用者保険の被保険者である家族のだから生計を維持されている(主な生活にかかる費用をだしている)状態の人で、収入など、細かな基準をもとに決められます。

今後の課題

- 新たに保険料を負担することを嫌って、労働時間を調整する人の動向
- 新たな適用拡大対象者の加入に伴う保険料負担(折半)の影響を考慮した会社(事業主)側による雇用調整の動向など実態の把握と、必要に応じた事業の見直し
- 短時間労働者が多く加入することになる、とくに小売業、外食産業、運輸業といった業種の健保組合では、その保険料収入額の増加より、健康保険の給付や、高齢者医療制度への支援金等の支出額が上回った場合、財政的には多大なマイナスの影響となり、存続にかかる可能性もある